職員の給与等に関する報告及び勧告について(談話)

令和3年10月7日 長崎県人事委員会 委員長 水上正博

本日、本委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与等について報告及び勧告を行い、この勧告が実施されるよう要請いたしました。

本委員会が、本年4月における県内民間給与と職員給与を調査したところ、職員給与が民間給与を0.03%上回っていました。ボーナスについても、職員の支給月数が民間の支給割合を0.14月分上回っていました。

この結果、本年の職員の給与については、ボーナスについて、人事院が本年8月10日に勧告した国家公務員の給与改定の内容に準じて、支給月数を引き下げるよう勧告したものであります。

また、月例給については、民間給与と職員給与の較差が小さかったことから、人事 院の報告内容等を踏まえ、改定を行わないことが適当である旨報告したものでありま す。

職員の人事管理に関する報告では、人材の確保及び育成、能力・実績に基づく人事 管理の推進並びに定年の引上げについて報告しております。

また、働き方改革と勤務環境の整備として、テレワークやフレックスタイム制などの多様で柔軟な働き方の推進や、長時間労働の是正、仕事と家庭生活の両立支援、心の健康づくりやハラスメント防止対策について報告しております。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与等を確保する機能を有するものであり、長期的な視点からみると、県民の理解が得られる給与水準を職員に対し保障するとともに、人材の確保、職員の士気の保持、ひいては県行政運営の安定に資するものと考えております。

県民各位におかれましては、人事委員会勧告制度の趣旨について御理解をいただき たいと思います。

県職員の皆さんにあっては、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応など、厳しい勤務環境の下、日々全力で県行政の推進に取り組んでおられることに敬意を表します。引き続き、県民の安全・安心な生活を守るとともに、県民からの期待と信頼に一層応えられるよう、効率的な業務遂行と行政サービスの向上に努めるとともに、高い倫理観と使命感を持って職務に精励されるよう要望します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、職種別民間給与実態調査に御理解と御協力をいただいた民間事業所の皆様に対し、心から御礼申し上げます。